

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成 31 年 3 月 29 日

【発行者の名称】

株式会社 T S O N
(TSON CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 百生 彰

【本店の所在の場所】

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 22 番 8 号

【電話番号】

(052) 589-6055 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 管理部長 栄井 信二

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03) 3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

株式会社 T S O N

<https://www.tson.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 2 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期(中間)	第10期(中間)	第11期(中間)	第9期	第10期
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日	自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日	自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日
売上高 (千円)	784,726	771,121	791,106	1,668,853	1,613,379
経常利益 (千円)	51,751	50,399	24,303	134,121	98,708
中間(当期)純利益 (千円)	33,559	33,100	16,148	94,196	65,505
純資産額 (千円)	288,668	382,406	430,959	349,306	414,811
総資産額 (千円)	469,077	757,882	908,025	767,531	832,388
1株当たり純資産額 (円)	616.15	816.24	919.87	745.58	885.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	71.63	70.65	34.47	201.06	139.82
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.5	50.5	47.5	45.5	49.8
自己資本利益率 (%)	12.3	9.0	3.8	31.2	17.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△159,475	26,039	△100,748	△271,004	108,388
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,244	△69,098	△5,386	△12,090	△79,123
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	114,900	△21,694	77,330	326,494	△8,617
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	119,752	150,218	206,813	214,971	235,619
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	12 (13)	13 (19)	14 (19)	12 (15)	14 (19)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
5. 第9期、第10期及び当中間期においては、株式取引の実績がなく株価の算定ができないため株価収益率を記載していません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（1）提出会社の状況

平成30年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
住宅事業	7 (17)
広告企画事業	4 (1)
コンサルティング事業	1 (-)
全社共通	2 (1)
合計	14 (19)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または平成 30 年 9 月 26 日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を平成 26 年 8 月 26 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成 26 年 8 月 28 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当中間会計期間の末日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項> (当該契約より一部抜粋)

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 ((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合。

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剩余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いざれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いざれかの当事者から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国経済は、米中の貿易摩擦の長期化や、それに伴う海外経済の先行き不透明感などの影響を受けながらも、金融緩和策の継続や設備投資の増加などにけん引され、企業収益は緩やかな回復基調となりました。個人消費におきましても雇用・所得環境の改善などにより、持ち直しの動きが見られました。

住宅業界におきましては、政府による市場活性化策による下支えや低金利の住宅ローン、雇用・所得の改善傾向などを背景に住宅取得への関心が継続した結果、当中間会計期間（平成 30 年 7 月～12 月）の新設住宅着工戸数は、貸家でマイナスとなったものの、持家・分譲住宅においてプラスとなり、全体で 492 千戸（前年比 0.2% 増）と底堅く推移いたしました。

このような市場環境の中で、当社は競合物件調査や Web アンケートをベースにした「T S O N マーケティングシステム」をブラッシュアップし、独自のマーケティング戦略により事業の効率化・利益率の向上に取り組むとともに、分譲用地の厳選した仕入を行ってまいりました。

その結果、当中間会計期間の業績は、売上高 791,106 千円（前年同期比 2.6% 増）となり、営業利益 24,852 千円（同 52.2% 減）、経常利益 24,303 千円（同 51.8% 減）、中間純利益 16,148 千円（同 51.2% 減）となりました。

〔セグメントの業績の概要〕

イ. 住宅事業

「T S O N マーケティングシステム」により把握したエリアごとの需給バランス、競合他社の動向、顧客ニーズなどの分析に基づく独自性の高い住宅を開発しています。当中間会計期間におきましては、市場

での厳しい競争が続く中、物件の供給及び販売戸数が当初計画を下回ったことや、人材採用などの先行投資により増加した固定費の回収が進まず、その結果、住宅事業の売上高は、593,324 千円（前年同期比 2.7%増）となり、セグメント利益は 61,462 千円（同 5.5%減）となりました。

ロ. 広告企画事業

住宅関連に特化した広告物やインターネットを活用した販売戦略・販売促進の提案により、お客様の住宅ビジネスをサポートする広告代理店事業を展開しています。当中間会計期間におきましては、積極的な提案営業により売上金額は増加したものの、収益性の低い紙媒体の広告が増加したため粗利の大幅な低下を招きました。その結果、広告企画事業の売上高は 182,149 千円（前年同期比 11.9%増）となり、セグメント損失は 51 千円（前年同期は 7,891 千円の利益）となりました。

ハ. コンサルティング事業

「T S O N マーケティングシステム」による分析と、ファイナンシャルプランナーによる節税対策の提案、賃貸物件の商品開発・企画立案などの商品・販売サポートを展開しています。当中間会計期間におきましては、相続税増税による節税対策への関心に一服感が見られ、また需給バランスの懸念から金融機関の融資厳格化による着工時期の遅れなどが発生した結果、コンサルティング事業の売上高は、15,632 千円（前年同期比 49.0%減）となり、セグメント利益は 2,772 千円（同 85.1%減）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 206,813 千円（前年同期比 56,595 千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は 100,748 千円（前年同期は 26,039 千円の獲得）となりました。これは主に、税引前中間純利益 24,303 千円、たな卸資産の増加額 99,127 千円、未成工事受入金の減少額 11,150 千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 5,386 千円（前年同期は 69,098 千円の使用）となりました。これは保険積立金の積立による支出 2,244 千円、有形固定資産の取得による支出 1,330 千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は 77,330 千円（前年同期は 21,694 千円の使用）となりました。これは短期借入金の純増加額 90,250 千円、社債の償還による支出 8,000 千円等によるものです。

③生産、受注及び販売の実績

イ. 生産実績

当中間会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)	前年同期比 (%)
住宅事業 (千円)	269,635	90.4
合計	269,635	90.4

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 広告企画事業及びコンサルティング事業は、生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

ロ. 受注実績

当中間会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
住宅事業	0	—	40,511	12.8
合計	0	—	40,511	12.8

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. コンサルティング事業は、受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

3. 広告企画事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

4. 当中間会計期間において、受注実績に著しい変動がありました。これは、建築請負によるパートナ一分譲住宅事業の事業割合を減らし、直接販売による自社分譲住宅事業の事業割合を増やしたことによるものであります。

ハ. 販売実績

当中間会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)	前年同期比 (%)
住宅事業 (千円)	593,324	102.7
広告企画事業 (千円)	182,149	111.9
コンサルティング事業 (千円)	15,632	51.0
合計	791,106	102.6

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東新住建株式会社	123,080	16.0	139,099	17.6
株式会社ブルーボックス	130,515	16.9	94,785	12.0
株式会社エイチティーピー	110,093	14.3	54,699	6.9

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当中間会計期間の事業活動は、住宅事業において市場での厳しい競争が続く中、物件の供給及び販売戸数が当初計画を下回ったことや、相続税制改正等を背景として好調であった賃貸住宅市場において需給バランスの懸念から金融機関の融資厳格化による着工時期の遅れなどが発生したことにより、コンサルティング収入が当初計画を大きく下回りました。そのため人材採用などの先行投資により増加した固定費の回収が進みませんでした。

その結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高 791,106 千円（前年同期比 2.6%増）となり、営業利益 24,852 千円（同 52.2%減）、経常利益 24,303 千円（同 51.8%減）、中間純利益 16,148 千円（同 51.2%減）となりました。

③財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 859,709 千円で、前事業年度末に比べ 138,739 千円増加しております。未成工事支出金の増加 109,144 千円、販売用不動産の増加 52,817 千円、現金及び預金の減少 28,894 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 48,315 千円で、前事業年度末に比べ 63,103 千円減少しております。建物の減少 48,377 千円、機械及び装置の減少 8,013 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 354,950 千円で、前事業年度末に比べ 75,398 千円増加しております。短期借入金の増加 90,250 千円、未成工事受入金の減少 11,150 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 122,115 千円で、前事業年度末に比べ 15,910 千円減少しております。社債の減少 8,000 千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ 16,148 千円増加し、430,959 千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社の資金需要のうち主なものは、運転資金需要としての分譲用地の仕入、販売用不動産の建築費用、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

また、当社は、事業活動の維持拡大に必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、自己資金及び金融機関からの借入を基本としております。

4 【経営上重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、重要な設備投資は実施しておりません。

なお、保有目的の変更により、建物 43,523 千円、建物附属設備 7,788 千円、構築物 4,324 千円、機械及び装置 7,777 千円、水道施設利用権 680 千円を販売用不動産に振り替えております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の予定はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成30年12月31日)	公表日現在発行数(株) (平成31年3月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,874,000	1,405,500	468,500	468,500	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,874,000	1,405,500	468,500	468,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成30年7月1日～平成30年12月31日	—	468,500	—	26,467	—	4,467

(5) 【大株主の状況】

平成30年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
深川 堅治	愛知県稻沢市	439, 500	93.81
百生 彰	愛知県名古屋市西区	10, 000	2.13
荒木 健次	愛知県稻沢市	5, 000	1.06
柄井 信二	岐阜県岐阜市	5, 000	1.06
稻澤 伸次	愛知県名古屋市緑区	1, 000	0.21
梅垣 信司	岡山県倉敷市	1, 000	0.21
大槻 素一郎	愛知県春日井市	1, 000	0.21
北村 廣春	京都府船井郡	1, 000	0.21
小島 孝啓	京都府京都市右京区	1, 000	0.21
高見 忠彦	愛知県豊川市	1, 000	0.21
中江 良範	大阪府高槻市	1, 000	0.21
山本 英治	京都府城陽市	1, 000	0.21
株式会社サイト薬品	愛知県稻沢市松下二丁目 1 番 6-102 号	1, 000	0.21
計	—	468, 500	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 468, 500	4, 685	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	468, 500	—	—
総株主の議決権	—	4, 685	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	平成 30 年 7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 平成 30 年 7 月から 12 月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)及び「建設業法施行規則」(昭和 24 年建設省令第 14 号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、中間会計期間（平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度		当中間会計期間	
	(平成 30 年 6 月 30 日)	(平成 30 年 12 月 31 日)		
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※1	245,709	※1	216,814
売掛金		50,264		59,298
販売用不動産	※1	177,768	※1	230,586
未成工事支出金	※1	85,965	※1	195,109
材料貯蔵品		3		3
前渡金		150,572		147,200
前払費用		3,934		3,297
立替金		3,909		7,128
未収消費税等		2,842		270
流動資産合計		720,969		859,709
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	48,751		—
減価償却累計額		△373		—
建物（純額）		48,377		—
建物附属設備	※1	10,259		3,576
減価償却累計額		△842		△863
建物附属設備（純額）		9,416		2,712
構築物		4,480		—
減価償却累計額		△62		—
構築物（純額）		4,418		—
機械及び装置	※1	8,174		—
減価償却累計額		△160		—
機械及び装置（純額）		8,013		—
工具、器具及び備品		306		306
減価償却累計額		△306		△306
工具、器具及び備品（純額）		0		0
有形固定資産合計		70,225		2,712
無形固定資産				
ソフトウェア		328		255
水道施設利用権		692		—
無形固定資産合計		1,020		255

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 30 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (平成 30 年 12 月 31 日)
投資その他の資産		
投資有価証券	10,475	10,475
長期前払費用	3,063	3,840
前払年金費用	647	801
繰延税金資産	3,362	3,461
長期預金	—	360
保険積立金	4,489	6,734
差入保証金	18,132	19,673
投資その他の資産合計	40,172	45,347
固定資産合計	111,418	48,315
資産合計	832,388	908,025

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 30 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (平成 30 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,828	22,528
工事未払金	13,518	14,055
短期借入金	※1 165,150	※1 255,400
1年内償還予定の社債	16,000	16,000
1年内返済予定の長期借入金	※1,※2 9,840	※1,※2 9,840
未払金	12,561	8,943
未払費用	355	378
未払法人税等	12,867	8,158
未成工事受入金	27,100	15,950
預り金	1,080	1,295
賞与引当金	2,250	2,400
流動負債合計	279,552	354,950
固定負債		
社債	64,000	56,000
長期借入金	※1,※2 64,190	※1,※2 59,270
役員退職慰労引当金	5,454	6,845
資産除去債務	4,381	—
固定負債合計	138,025	122,115
負債合計	417,577	477,065
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,467	26,467
資本剰余金		
資本準備金	4,467	4,467
資本剰余金合計	4,467	4,467
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	383,876	400,024
利益剰余金合計	383,876	400,024
株主資本合計	414,811	430,959
純資産合計	414,811	430,959
負債純資産合計	832,388	908,025

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日)
売上高		
不動産売上高	346,040	439,903
完成工事高	217,562	138,145
兼業事業売上高	207,518	213,057
売上高合計	771,121	791,106
売上原価		
不動産売上原価	287,255	390,392
完成工事原価	179,687	98,218
兼業事業売上原価	138,414	167,269
売上原価合計	605,357	655,880
売上総利益	165,763	135,226
販売費及び一般管理費	※1 113,755	※1 110,374
営業利益	52,008	24,852
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	414	465
雑収入	225	1,278
営業外収益合計	640	1,746
営業外費用		
支払利息	2,249	2,183
社債利息	—	112
営業外費用合計	2,249	2,295
経常利益	50,399	24,303
特別利益		
固定資産売却益	※2 40	—
特別利益合計	40	—
税引前中間純利益	50,440	24,303
法人税、住民税及び事業税	16,229	8,254
法人税等調整額	1,110	△99
法人税等合計	17,339	8,154
中間純利益	33,100	16,148

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	26,467	4,467	4,467	318,371	318,371	349,306	349,306
当中間期変動額							
中間純利益				33,100	33,100	33,100	33,100
当中間期変動額合計	—	—	—	33,100	33,100	33,100	33,100
当中間期末残高	26,467	4,467	4,467	351,471	351,471	382,406	382,406

当中間会計期間（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	26,467	4,467	4,467	383,876	383,876	414,811	414,811
当中間期変動額							
中間純利益				16,148	16,148	16,148	16,148
当中間期変動額合計	—	—	—	16,148	16,148	16,148	16,148
当中間期末残高	26,467	4,467	4,467	400,024	400,024	430,959	430,959

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	50,440	24,303
減価償却費	1,118	2,392
賞与引当金の増減額 (△は減少)	345	150
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	1,363	1,391
移転損失引当金の増減額 (△は減少)	△2,000	—
受取利息及び受取配当金	△415	△467
支払利息	2,249	2,295
固定資産売却損益 (△は益)	△40	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△19,957	△9,034
たな卸資産の増減額 (△は増加)	31,139	△99,127
前渡金の増減額 (△は増加)	8,513	3,372
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△2,693	△8
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	△1,161	△929
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△20,800	△11,150
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△1,864	857
小計	46,236	△85,957
利息及び配当金の受取額	415	467
利息の支払額	△2,249	△2,295
法人税等の支払額	△18,363	△12,963
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,039	△100,748
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△10,000	—
有形固定資産の取得による支出	△58,940	△1,330
保険積立金の積立による支出	△2,244	△2,244
その他	2,086	△1,811
投資活動によるキャッシュ・フロー	△69,098	△5,386
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△21,694	90,250
長期借入金の返済による支出	—	△4,920
社債の償還による支出	—	△8,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,694	77,330
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△64,753	△28,805
現金及び現金同等物の期首残高	214,971	235,619
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 150,218	※ 206,813

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 材料貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当中間会計期間末において年金資産が退職給付債務を上回ったため、この差額を前払年金費用に計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

工事完成基準によっております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしかし負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,729千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,362千円に含めて表示しております。

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「完成工事高」に含めておりました「不動産売上高」は、明瞭性を高める観点から、当中間会計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「完成工事高」に含めて表示しております563,602千円は、「不動産売上高」346,040千円、「完成工事高」217,562千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年6月30日)	当中間会計期間 (平成30年12月31日)
現金及び預金(定期預金)	10,000千円	10,000千円
販売用不動産	110,715	145,219
未成工事支出金	59,805	167,576
建物	44,034	—
建物附属設備	7,923	—
機械及び装置	8,013	—
計	240,491	322,795

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年6月30日)	当中間会計期間 (平成30年12月31日)
短期借入金	165,150千円	255,400千円
1年内返済予定の長期借入金	2,820	2,820
長期借入金	53,075	51,665
計	221,045	309,885

※2 財務制限条項

以下の借入金に対して、財務制限条項が付されております。

	前事業年度 (平成30年6月30日)	当中間会計期間 (平成30年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	2,820千円	2,820千円
長期借入金	53,075	51,665
計	55,895	54,485

上記の借入金には、下記の財務制限条項が付されております。

- ①借入人（当社）は、各年度決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を平成29年6月期末の75%以上、且つ前事業年度末の75%以上を維持すること。
- ②借入人は、各年度決算期の末日における損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。
- ③借入人は、融資対象物件から創出される各決算期のキャッシュフロー（融資対象物件の各決算期の賃料収入実績×0.8）について、原契約に基づく、元利金の年間支払額の1.0倍以上を維持すること。

上記条項に抵触した場合、貸付人の請求により、当社は本契約等に基づき貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務全額を返済することになっております。

（中間損益計算書関係）

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)
役員報酬	6,494千円	6,444千円
給料手当	39,811	35,539
賞与引当金繰入額	2,220	2,400
役員退職慰労引当金繰入額	1,363	1,391
退職給付費用	900	970
減価償却費	170	183
支払手数料	28,587	30,032

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)
車両運搬具	40千円	一千円
計	40	—

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)
有形固定資産	1,045千円	2,319千円
無形固定資産	73	73
計	1,118	2,392

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	468,500	—	—	468,500
合計	468,500	—	—	468,500

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	468,500	—	—	468,500
合計	468,500	—	—	468,500

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成29年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成30年 7 月 1 日 至 平成30年12月31日)
現金及び預金	160,218千円	216,814千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△10,000	△10,000
現金及び現金同等物	150,218	206,813

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成30年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	245,709	245,709	—
(2) 売掛金	50,264	50,264	—
資産計	295,973	295,973	—
(1) 買掛金	18,828	18,828	—
(2) 工事未払金	13,518	13,518	—
(3) 短期借入金	165,150	165,150	—
(4) 未払金	12,561	12,561	—
(5) 未払法人税等	12,867	12,867	—
(6) 社債（1年内償還予定を含む）	80,000	80,000	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	74,030	74,513	483
負債計	376,956	377,439	483

当中間会計期間（平成30年12月31日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	216,814	216,814	—
(2) 売掛金	59,298	59,298	—
資産計	276,113	276,113	—
(1) 買掛金	22,528	22,528	—
(2) 工事未払金	14,055	14,055	—
(3) 短期借入金	255,400	255,400	—
(4) 未払金	8,943	8,943	—
(5) 未払法人税等	8,158	8,158	—
(6) 社債（1年内償還予定を含む）	72,000	72,000	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	69,110	69,560	450
負債計	450,196	450,646	450

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）買掛金、（2）工事未払金、（3）短期借入金、（4）未払金、（5）未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債（1年内償還予定を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成 30 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (平成 30 年 12 月 31 日)
① 投資有価証券（※1）	10,475	10,475
② 差入保証金（※2）	18,132	19,673

（※1）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

（※2）市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価評価の対象資産に含めておりません。

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（平成 30 年 6 月 30 日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,475	2,475	—
	(2) その他	8,000	8,000	—
	小計	10,475	10,475	—
合計		10,475	10,475	—

当中間会計期間（平成 30 年 12 月 31 日）

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,475	2,475	—
	(2) その他	8,000	8,000	—
	小計	10,475	10,475	—
合計		10,475	10,475	—

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、本社事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当中間会計期間（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）

1. 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上していないもの

当社は、本社事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、愛知県において、賃貸用のアパートを有しております。当中間会計期間における当該賃貸等不動産に関する賃貸損失は 945 千円（主な賃貸収益は兼業事業売上高に、主な賃貸費用は兼業事業売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)
中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）		
期首残高	—	65,081
期中増減額	65,081	△65,081
中間期末（期末）残高	65,081	—
中間期末（期末）時価	65,081	—

(注) 1. 中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前事業年度の増加額は不動産取得（94,964 千円）であり、減少額は減価償却費

（2,092 千円）、販売用不動産への振替（27,790 千円）であります。当中間会計期間の減少額は減価償却費（986 千円）、販売用不動産への振替（64,094 千円）であります。

3. 中間期末（期末）時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「住宅事業」、「広告企画事業」及び「コンサルティング事業」の3つを報告セグメントとしており、各セグメントの主要業務は以下のとおりしております。

セグメント区分	主要業務
住宅事業	住宅の企画・仲介・販売業務
広告企画事業	広告代理店業、企業の販売促進活動の企画業務
コンサルティング事業	賃貸住宅を活用した資産管理・資産運用コンサルティング業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間財務諸 表計上額 (注)2
	住宅 事業	広告企画 事業	コンサルテ ィング事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	577,743	162,715	30,663	771,121	—	771,121
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	577,743	162,715	30,663	771,121	—	771,121
セグメント利益	65,048	7,891	18,579	91,519	△39,510	52,008
その他の項目						
減価償却費	946	73	—	1,019	97	1,116
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	62,973	—	—	62,973	—	62,973

(注) 1. 調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と一致しております。

3. セグメント資産については、事業セグメントに配分しておりません。

当中間会計期間（自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間財務諸 表計上額 (注)2
	住宅 事業	広告企画 事業	コンサルテ イング事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	593,324	182,149	15,632	791,106	—	791,106
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	593,324	182,149	15,632	791,106	—	791,106
セグメント利益又は損失（△）	61,462	△51	2,772	64,183	△39,331	24,852
その他の項目						
減価償却費	2,208	73	—	2,281	110	2,392
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	—	—	—	1,330	1,330

(注) 1. 調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失（△）は、中間損益計算書の営業利益と一致しております。

3. セグメント資産については、事業セグメントに配分しておりません。

【関連情報】

前中間会計期間（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ブルーボックス	130,515	住宅事業、広告企画事業 コンサルティング事業
東新住建株式会社	123,080	住宅事業、広告企画事業、 コンサルティング事業
株式会社エイチティーピー	110,093	住宅事業、広告企画事業

当中間会計期間（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東新住建株式会社	139,099	住宅事業、広告企画事業、 コンサルティング事業
株式会社ブルーボックス	94,785	住宅事業、広告企画事業、 コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (平成30年6月30日)	当中間会計期間 (平成30年12月31日)
1 株当たり純資産額 885 円 40 銭	1 株当たり純資産額 919 円 87 銭

(注) 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)
1 株当たり中間純利益金額	70 円 65 銭	34 円 47 銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	33,100	16,148
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	33,100	16,148
普通株式の期中平均株式数(株)	468,500	468,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成31年3月29日

株式会社T S O N

取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長坂 尚徳 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T S O Nの平成30年7月1日から平成31年6月30日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成30年7月1日から平成30年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社T S O Nの平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年7月1日から平成30年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上